

質問回答書

下記委託業務に対する質問について、回答いたします。

【委託業務】令和7年度発達障害児地域診療体制強化事業業務委託

番号	項目	質問内容	回答
1	①周知案内について	過去に待機時間課題解決として同様の講演会を5回程行った際に、クリニックの先生方の殆どが県内での初診までの待機児童課題に関し認識されていない、また発達障害に対し診療のサポートは数居が高いという印象でした。現状の課題の伝達、また発達障害診療のハードルを少しでも下げるために、私共から講演会の招致を務めました。講演会の招致は相当、厳しいものであり、一般のクリニックの先生方において発達障害診療のハードルは非常に高く感じた次第です。そういった過去の経験を踏まえ、一連の座学講演会を行う前に、小児科医会を中心に長崎県を通じて、一旦、県内のクリニックの先生に対し、県内で発生している初診までの診療待機時間の課題などの説明、またその事による今回の座学・陪席研修の参加ご依頼を行う事は可能でしょうか。 ※都度の座学研修のご案内・招致は私共が行いますが、一連の座学研修前に長崎県の現状、今回の主旨などは私達が伝えていくことより、長崎県の課題として医師会・行政からのご依頼という形がクリニックの先生方のご理解が深まると考えられるため。	ご質問について、現段階では実施の考えはありません。その中で、より多くの小児科医に今回の研修へ参加いただくための工夫や取組について、ご提案いただきたいと思いますと考えております。
2	①周知案内について	長崎県内の小児科標榜施設の施設名/医師ご氏名/ご住所/メールアドレスはご提供頂けますでしょうか。 ※弊社が仮に医師会、小児科医会へ問い合わせも考えていますが、個人情報等の扱いで提示頂けない場合が考えられるため。	県のHP（医療政策課）及び厚生労働省の医療情報ネット（ナビィ）において、県内の医療機関を検索できますので、こちらをご活用ください。
3	①周知案内について	計8回を行っていく上で、参加希望されない施設のご案内は都度必要でしょうか。 ※前回、参加意向ではない施設に複数回案内をした際に注意を受けたケースがございました。継続案内をする場合は、今回の研修が継続研修のため、終了するまで案内する事をお伝えする事も必要と感じますが如何でしょうか？	研修受講を希望しない小児科医（施設）に対し、その都度の研修案内には不要と考えております。
4	①周知案内について	3の質問に付随し 以前、小児科標榜施設は県内200施設とお聞きしましたが、私共の普段の営業活動において約50施設くらいと思います。以前、私共が同様の講演会を行った際に、念の為、小児科標榜されている施設へも招致で動きましたが、殆どの施設において「子供は診ていない」という施設ばかりで、お断りされた施設が多かったです。 もしかしら、この一連の座学研修への参加をご希望されない、お断りされる施設が多く出てしまう可能性がございます。 例えば、ある程度のスパン（3回の座学研修くらい）までは、ハッキリお断りされた施設を除き、弊社営業員を使って招致活動を行う。それ以降は参加される先生方のご案内を絞るなどの提案は如何でしょうか？	3で回答しているとおりです。 審査基準・審査内容を踏まえ、企画提案者の判断に基づき、企画提案をお願いいたします。
5	①周知案内について	計8回の座学研修のご案内において弊社の営業員の招致活動時に未取引先や面会困難先があります。また、彦岐対馬等商圏外エリアもあることから郵送のみの案内となるケースがありますが、大丈夫でしょうか？	企画提案者の実施可能な範囲で、ご提案いただければと思います。
6	①周知案内について	計8回の座学研修を3月までに行うというのは相当厳しいと感じています。また冬場など感染症シーズンとなればクリニックの先生方も相当、慌たしくなります。オンデマンドでの視聴もありますが、自院の事だけで手一杯となり、視聴して頂く事が難しくなると予想されます。 座学講演の回数を可能な限り少なくするご対応は可能でしょうか？ また8回行う場合に年度跨ぎとなる場合は可能でしょうか？ ※感染症シーズンとなると訪問を規制される施設もあり、研修会招致案内も出来ないことも考えられます。	仕様書にあるとおり、企画提案書は全8回程度でご提案ください。 座学研修の回答等の業務の履行に必要な具体の履行条件などは、最優秀選定者と長崎県の協議によって決定します。 なお、研修が年度を跨ぐことは想定しておりません。
7	①周知案内について	座学研修を行う前の事前の準備（小児科標榜施設の管理・郵送のための準備）に時間がかかる場合もございます。 本業務の委託先を決定後、どれくらいの期間を空けてスタートする予定でしょうか？	受託者決定後、1ヵ月を準備期間として想定しております。研修開始日等の業務の履行に必要な具体の履行条件などは、最優秀選定者と長崎県の協議によって決定します。
8	②座学講演会について	オンデマンド動画は弊社、クラウドで保存する予定です。オンデマンド視聴をご希望される施設には都度、こちらへお問い合わせ頂く事でお渡し（URL）を考えていますが、動画を渡すのみであり、特定の先生のご視聴の有無まで確認ができません。 従ってオンデマンド動画を希望された時点で視聴したとカウントしていく事で如何でしょうか？ こちらから視聴確認のメール、または弊社営業を使って視聴確認も出来ますが、先生方の気分次第で確認が出来ない施設も出てくると思います。 ※催促・確認を拒絶する先生方もいらっしゃると思いますので、その場合の対応方を具体的にお聞かせ願えればと思います。	視聴完了の確認は必要です。視聴完了の確認方法については、ご提案ください。
9	②座学講演会について	講演会動画の保存期間はどれくらいを考えられてますでしょうか。期間以降はDVD等に移行しお渡し致します。	4ヵ月を想定しており、以降は配信終了で構いません。 4ヵ月以降に受講の希望がある場合は、協議とします。
10	②座学講演会について	（仕様書 4.業務の内容） 研修実施のために専門医療機関と研修内容を企画し、受講のための資料作成、用意、印刷等を行う。 上記、記載の研修内容の企画・資料作成とありますが、計8回の講演会ご案内のリーフ作成の捉え方でよろしいでしょうか？ 弊社、研修で話される内容・中身への関与は難しいと捉えています。 あくまで講師の先生方で作成した内容で進めていく事でよろしいでしょうか？	案内だけでなく、当日の資料等の作成も含まれます。内容については、審査基準・審査内容を踏まえ、企画提案者の判断に基づき、企画提案をお願いいたします。
11	②座学講演会について	（仕様書 4.業務の内容/（1）座学研修/ア仕様等/④後日、振り返り～） オンデマンド配信については、研修実施後にその結果を踏まえて内容を補正するなど撮影の方法について。弊社での内容を補正する事は出来かねます。 ※動画編集ソフトが手持ちで無いという事と会社の規約上、新しくソフト（ダウンロード）する行為が出来ないため。	座学研修で配信した内容を更にブラッシュアップするという意味の補正であり、補正するのは研修講師を想定しています。 撮影等の対応は別途必要になります。

12	②座学講演会について	(仕様書 4.業務の内容/(1)座学研修/イ留意事項/・小児医科等が～)発達障害の診療等を行うために必要な知識等を身につけるための研修として構成すること。 診療等を行うために必要な知識等とありますが、弊社では「身につけるための研修」に参加して頂くための招致活動がメインとなるとと思いますが、研修時の説明内容に対し、弊社からの関与は難しく思います。	仕様書等を踏まえて、企画提案いただく必要がございます。 そのため、診療等を行うために必要な知識等を身につけるための研修として、どのような内容が望ましいかをご提案ください。
13	②座学講演会について	様式第3号について、具体的研修内容を明記することになっています。実際には、長崎県がカリキュラムを作成され则认为ます。一方で、(別紙1)の4業務内容では専門医療機関と研修内容を企画しとなっているので、ここが長崎県と相談する内容かと解釈できます。募集要項では必要書類すべての提出が求められていますが、この提出段階で必ず研修内容を記入する必要がありますか？。提案通りの実施にならないという記述もあることから一旦研修内容を提示するという形式となるのでしょうか？	研修の具体的な内容については、審査基準・審査内容を踏まえ、企画提案者の判断に基づき、企画提案をお願いいたします。 募集要領に基づき、企画提案の段階で記載が必要です。最優秀選定者と長崎県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整を行います。
14	③陪席研修について	最初に陪席研修をお誘いする際には長崎県から参加希望医師へお誘いして頂くことでよろしいでしょうか？ ※こちらの普段の営業活動において承知している事として、クリニックの先生方も非常にお忙しくされています。 弊社からお誘いの場合に簡単に断りされる場合が考えられます。同じ立場の先生方からのお誘いが好ましいと考えられるため。	仕様書において、受講者の参加を募るための周知、医療機関等への働きかけは業務内容に含まれています。そのため、いつ陪席研修を受講するか日程調整等については、受託者において対応していただくことを想定しております。
15	③陪席研修について	参加希望された先生への初回のスケジュールは行いますが、2回目以降は当事者同士で行う方がスムーズかと思います。 2回目以降も調整が必要でしょうか？	仕様書にあるとおり、受託者に対応していただきます。
16	③陪席研修について	陪席研修 1人あたり5回程度を想定とありますが、感染症シーズン時期となると参加出来ない先生が増えてくると予想されます。 年度跨ぎは可能でしょうか？ また5回の研修を受講しないと「長崎県こどもの発達障害診療ネットワーク」登録医として認められないのでしょうか？	年度を跨ぐことは想定しておりません。 陪席研修の回数は受講者によって異なることもあると考えられますが、発注者が必要と考える回数の座学研修及び陪席研修を修了する必要があります。
17	③陪席研修について	陪席研修は5回トータル時間が半日、もしくは1回の研修で半日でしょうか？	1回につき半日程度を想定しています。
18	③陪席研修について	本件は5回の陪席研修のハードルが非常に高いと感じています。 仮に陪席研修参加意欲を示された先生がいた場合に、必ず5回の研修参加が必要なのかという事を思われる先生がいらっしゃると思います。 また長崎県に参加医師が直接、聞きにくい事は弊社へ質問がある可能性も考えられます。その場合の対応法などあればお聞かせ頂けたら幸いです。	16で回答しているとおりです。 研修受講者からの質問等について、受託者だけで回答できない内容については、発注者へ相談いただくこととなります。
19	③陪席研修について	参加希望の先生ご自身の施設の診療時間に空かない場合(特定の曜日の午後休診などがない)場合はどのような対応をすれば良いでしょうか？	陪席研修も受講しなければ研修修了とはならないため、日程調整をして研修受講いただくことになります。